

単体情報

中間財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、平成19年度中間期及び平成20年度中間期の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けています。以下の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、上記の中間財務諸表に基づいて作成しています。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

● 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成19年度中間期 (平成19年9月30日現在)	平成20年度中間期 (平成20年9月30日現在)
資産の部		
現金預け金	80,483	101,533
コールローン	43,504	60,338
買入金銭債権	20,830	14,905
商品有価証券	4,258	2,839
金銭の信託	21,455	3,929
有価証券	1,989,861	1,971,239
貸出金	3,684,096	3,780,274
外国為替	964	2,755
その他資産	47,437	50,396
有形固定資産	67,327	67,191
無形固定資産	7,301	8,130
支払承諾見返	25,671	23,796
貸倒引当金	△70,122	△58,172
資産の部合計	5,923,069	6,029,160
負債の部		
預金	5,244,968	5,277,096
譲渡性預金	32,687	22,000
コールマネー	109,200	188,533
債券貸借取引受入担保金	10,370	103,721
借入金	13,723	14,697
外国為替	752	999
その他負債	49,569	40,220
未払法人税等		5,349
リース債務		543
その他の負債		34,328
役員賞与引当金	—	30
退職給付引当金	1,172	813
役員退職慰労引当金	1,965	1,954
睡眠預金払戻損失引当金	1,121	1,285
偶発損失引当金	—	234
繰延税金負債	37,244	5,342
再評価に係る繰延税金負債	12,252	12,072
支払承諾	25,671	23,796
【負債の部合計】	5,540,698	5,692,797
純資産の部		
資本金	48,652	48,652
資本剰余金	29,239	29,116
資本準備金	29,114	29,114
その他資本剰余金	124	1
利益剰余金	211,427	219,163
利益準備金	43,548	43,548
その他利益剰余金	167,879	175,615
圧縮記帳積立金	689	1,397
別途積立金	145,650	155,650
繰越利益剰余金	21,539	18,567
自己株式	△3,882	△688
株主資本合計	285,436	296,243
その他有価証券評価差額金	82,972	26,404
繰延ヘッジ損益	△0	32
土地再評価差額金	13,963	13,681
評価・換算差額等合計	96,934	40,119
【純資産の部合計】	382,371	336,362
負債及び純資産の部合計	5,923,069	6,029,160

● 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成19年度中間期 (平成19年4月 1日から 平成19年9月30日まで)	平成20年度中間期 (平成20年4月 1日から 平成20年9月30日まで)
経常収益	67,074	65,153
資金運用収益	54,455	53,902
(うち貸出金利息)	(37,619)	(37,431)
(うち有価証券利息配当金)	(13,853)	(14,537)
役務取引等収益	10,097	8,554
その他業務収益	680	709
その他経常収益	1,839	1,987
経常費用	45,776	47,996
資金調達費用	10,905	10,102
(うち預金利息)	(8,598)	(7,469)
役務取引等費用	2,344	2,350
その他業務費用	636	1,075
営業経費	29,633	30,564
その他経常費用	2,256	3,902
経常利益	21,297	17,157
特別利益	40	471
特別損失	1,129	483
税引前中間純利益	20,208	17,146
法人税、住民税及び事業税	5,673	5,491
法人税等調整額	1,733	1,427
法人税等合計		6,918
中間純利益	12,800	10,227

● 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成19年度中間期 (平成19年4月 1日から 平成19年9月30日まで)	平成20年度中間期 (平成20年4月 1日から 平成20年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
前期末残高	48,652	48,652
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	48,652	48,652
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	29,114	29,114
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	29,114	29,114
その他資本剰余金		
前期末残高	122	—
当中間期変動額		
自己株式の処分	1	1
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	124	1
資本剰余金合計		
前期末残高	29,237	29,114
当中間期変動額		
自己株式の処分	1	1
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	29,239	29,116
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	43,548	43,548
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	43,548	43,548
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金		
前期末残高	689	1,399
当中間期変動額		
圧縮記帳積立金の積立	—	△2
当中間期変動額合計	—	△2
当中間期末残高	689	1,397
別途積立金		
前期末残高	130,650	145,650
当中間期変動額		
別途積立金の積立	15,000	10,000
当中間期変動額合計	15,000	10,000
当中間期末残高	145,650	155,650
繰越利益剰余金		
前期末残高	25,540	20,506
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,241	△2,222
圧縮記帳積立金の積立	—	2
別途積立金の積立	△15,000	△10,000
中間純利益	12,800	10,227
土地再評価差額金の取崩	440	53
当中間期変動額合計	△4,000	△1,939
当中間期末残高	21,539	18,567
利益剰余金合計		
前期末残高	200,428	211,105
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,241	△2,222
中間純利益	12,800	10,227
土地再評価差額金の取崩	440	53
当中間期変動額合計	10,999	8,058
当中間期末残高	211,427	219,163

(単位：百万円)

	平成19年度中間期 (平成19年4月 1日から 平成19年9月30日まで)	平成20年度中間期 (平成20年4月 1日から 平成20年9月30日まで)
自己株式		
前期末残高	△3,790	△627
当中間期変動額		
自己株式の取得	△95	△136
自己株式の処分	3	75
当中間期変動額合計	△91	△60
当中間期末残高	△3,882	△688
株主資本合計		
前期末残高	274,527	288,244
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,241	△2,222
中間純利益	12,800	10,227
自己株式の取得	△95	△136
自己株式の処分	5	77
土地再評価差額金の取崩	440	53
当中間期変動額合計	10,909	7,998
当中間期末残高	285,436	296,243
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	93,463	46,201
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△10,491	△19,796
当中間期変動額合計	△10,491	△19,796
当中間期末残高	82,972	26,404
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△4	△23
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	3	56
当中間期変動額合計	3	56
当中間期末残高	△0	32
土地再評価差額金		
前期末残高	14,403	13,764
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△440	△83
当中間期変動額合計	△440	△83
当中間期末残高	13,963	13,681
評価・換算差額等合計		
前期末残高	107,862	59,942
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△10,927	△19,823
当中間期変動額合計	△10,927	△19,823
当中間期末残高	96,934	40,119
純資産合計		
前期末残高	382,389	348,187
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,241	△2,222
中間純利益	12,800	10,227
自己株式の取得	△95	△136
自己株式の処分	5	77
土地再評価差額金の取崩	440	53
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△10,927	△19,823
当中間期変動額合計	△18	△11,824
当中間期末残高	382,371	336,362

●中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、原則として全部純資産直入法により処理しております。
 - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：6年～50年
その他：3年～20年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができている債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（「DCF法」））により引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
 - 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務：
その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：
各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理
 - 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額（内規に基づく当中間会計期間末支給見込額）を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

- 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。
（追加情報）
平成19年10月1日より、信用保証協会保証付き新規融資を対象に責任共有制度が導入されたため、前事業年度下期より将来の負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。
- 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建て資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- ヘッジ会計の方法
 - 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
 - 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 税効果会計に関する事項
中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

●中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

- （リース取引に関する会計基準）
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。
これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は513百万円、「その他負債」中のリース債務は543百万円増加しております。なお、この変更による損益に与える影響はありません。

●表示方法の変更

- （中間貸借対照表関係）
「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

●注記事項

- （中間貸借対照表関係）
- 関係会社の株式（及び出資額）総額 3,144百万円
 - 貸出金のうち、破綻先債権額は10,023百万円、延滞債権額は89,459百万円あります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからオまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,202百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は30,704百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は131,390百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、62,110百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	391,699百万円
担保資産に対応する債務	
預金	33,318百万円
コールマネー	35,627百万円
債券貸借取引受入担保金	103,721百万円
借入金	1,035百万円
その他負債	561百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券78,583百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,265百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当中間会計期間中における取引はありません。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,057,643百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,018,853百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 有形固定資産の減価償却累計額 58,804百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,000百万円が含まれております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に基づいて、路線価に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。
- 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は34,564百万円でありました。

(中間損益計算書関係)

- 減価償却実施額は下記のとおりであります。
有形固定資産 1,591百万円
無形固定資産 1,177百万円
- その他経常費用には、貸出金償却0百万円、貸出債権売却損1,427百万円及び株式等償却676百万円を含んでおります。

- 当中間会計期間において、以下の有形固定資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失
群馬県内	営業用店舗 1ヶ所	建物	34
	営業用店舗 1ヶ所	土地	144
群馬県外	営業用店舗等 3ヶ所	建物	27
	営業用店舗等 2ヶ所	土地	47
合計	—	—	253

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（253百万円）として特別損失に計上しております。

営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価基準に基づいて算出してあります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,008	200	120	1,089	(注)
合計	1,008	200	120	1,089	

(注) 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加200千株。
単元未満株式の買取請求による減少120千株。

(リース取引関係)

- ファイナンス・リース取引
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - リース資産の内容
 - 有形固定資産
主として、現金自動預金支払機及び自動車等であります。
 - 無形固定資産
該当事項はありません。
 - リース資産の減価償却の方法
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
 - 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

取得価額相当額	
有形固定資産	2,265百万円
無形固定資産	669百万円
合計	2,934百万円
減価償却累計額相当額	
有形固定資産	1,010百万円
無形固定資産	215百万円
合計	1,226百万円
中間会計期間末残高相当額	
有形固定資産	1,255百万円
無形固定資産	453百万円
合計	1,708百万円
 - 未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	506百万円
1年超	1,273百万円
合計	1,780百万円
 - 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	327百万円
減価償却費相当額	280百万円
支払利息相当額	60百万円
 - 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

- オペレーティング・リース取引
 - オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	45百万円
1年超	380百万円
合計	426百万円